

とちぎの和牛繁殖基盤強化拡大事業実施要領

制定 令和6(2024)年4月1日

第1 趣旨

飼料や燃料等、資材費が高騰する中、和牛肥育農家の所得向上には、生産される枝肉の重量や肉質の確保が重要であることから生産性の高い子牛の安定供給が求められている。また、高齢化や後継者不足等による和牛繁殖農家の減少に伴い、子牛の流通量の減少も引き続き危惧されている。そのため、和牛繁殖農家における優れた遺伝的能力を持つ繁殖雌牛の増頭を支援し、生産性の高い子牛の増産と和牛繁殖農家・肥育農家の所得向上を図る。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、農業協同組合及び一般社団法人栃木県配合飼料価格安定基金協会とする。

第3 事業の内容

この事業は、事業実施主体に所属する生産者が優良な繁殖雌牛を外部導入により増頭した場合に県が補助金を交付する。

第4 事業要件

1 補助対象者

本事業の交付対象者は繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として事業実施年度の前年度4月1日から同年度の3月31日の間に満8か月齢以上の繁殖雌牛を増頭した者、またはその頭数を維持した者であること、並びに事業実施年度4月1日から同年度の12月31日の間に満8か月齢以上の繁殖雌牛を増頭した者であること。ただし、別表1に定める繁殖雌牛の事故等により繁殖雌牛の頭数を増頭できないことがやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者はこの限りでない。

2 補助対象牛

補助対象となる繁殖雌牛は、事業実施年度の4月1日から同年度12月31日の間に増頭したものであって、次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 繁殖目的に飼養されている黒毛和種であること。
- (2) 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満8か月齢以上であること。
- (3) 導入時点での月齢が満12か月齢未満であること。
- (4) 対象牛が本事業以外の繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けて

いないこと。

- (5) 対象牛の枝肉重量及び脂肪交雑の育種価が、栃木県あるいは生産県の育種価（期待育種価も含む）もしくはゲノミック育種価において上位4分の1以上であること。

第5 事業実施計画の承認

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙1）を作成し、別記様式1により事業実施主体の所在地を所管する農業振興事務所長に申請し、その承認を受けるものとする。

ただし、所属する生産者が複数の農業振興事務所にまたがる事業実施主体は知事に申請し、その承認を受けるものとする。

なお、農業振興事務所長は、事業実施計画を承認した場合、当該事業実施計画書の写しを農政部長宛て1部提出するものとする。

- 2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、1の事業実施計画の承認後において、次の変更をしようするときは、1に準じて事業実施計画の変更の承認を受けるものとする。

なお、農業振興事務所長は、事業実施計画の変更を承認した場合、その写しを農政部長宛て1部提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30パーセントを越える増減

第6 助成

県は、第3の事業を実施する際に、予算の範囲内において次に定めるところにより補助するものとする。

- 1 補助率

補助率は定額とし、1頭あたり50千円とする。

- 2 補助対象頭数

補助対象頭数は、予算の範囲内とする。

第7 事業の推進等

- 1 事業実施主体は、円滑に事業を推進するため、事業の実施にあたって県と十分に協議するとともに、連携を図りながら適切に事業を執行するものとする。また、補助対象となった繁殖雌牛が適切に管理、利用されるよう生産者を指導するものとする。

- 2 事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度から起算した2年間について、補助対象となった繁殖雌牛を飼養する農家の管理台帳（別紙3）を整備するとともに、年度末までに県知事宛て写しを提出するものとする。

- 3 事業実施主体は、2において翌年度及び翌々年度の期末頭数がその前年度と比べ減少している農家に対し、その理由等を調査するとともに、必要に応じ県と連携の上、改善指導を行うものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和6(2024)年度の事業から適用する。

別表1（第4の1の関係）

事故等	要件
死亡	<p>農場等で死亡した場合 （獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。）</p>
廃用	<p>農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 （1）疾病、傷病によって死に瀕した場合 （2）不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 （3）骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫、創傷性心臓のう炎もしくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 （4）行方不明（盗難の場合を含む）となった日から30日以上生死が明らかではない場合</p>
とう汰	<p>牛伝染性リンパ腫のリアルタイムPCRによる定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 また、清浄化農場、もしくはとう汰（自主とう汰を含む。）により清浄化の早期達成が見込まれる農場において、牛伝染性リンパ腫と診断された牛をとう汰した場合 （農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。）</p>
その他	<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合</p>